

## 育成を図る林業経営体選定要領

令和5年9月11日森林第601号

最終改正：令和8年4月1日森林第202号

### (目的)

第1 この要領は、本県における林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。）3（2）の規定による（選定の実施）林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を行う林業経営体へと育成及び確保を図る経営体（以下「育成経営体」という。）の選定について、長官通知による規定のほか、必要となる事項を定めることにより、育成経営体の適正な選定に資することを目的とする。

### (林業経営体の定義)

第2 本要領の選定の対象となる林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者へ請け負わせることにより、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っているものであり、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。

### (育成経営体への選定申請)

第3 育成経営体への選定申請ができる林業経営体は、県内に本店又は支店を有する法人又は個人とする。

2 育成経営体への選定を希望する林業経営体（以下「申請者」という。）は、選定申請書（様式1）に、次に掲げる内容を記載した様式1別紙に定める書類を添付し知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地等）
- (2) 事業希望市町村名
- (3) 組織に関する情報（役員数、職員数）
- (4) 技術職員に関する情報
- (5) 雇用管理体制に関する情報（賃金形態、加入保険、退職金制度）
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械保有状況）
- (7) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (8) 生産管理又は流通合理化の取組に関する情報
- (9) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (10) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (11) 生産や造林・保育の実施体制に関する情報
- (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

- (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
  - (14) コンプライアンスの確保に関する情報
  - (15) その他知事が定める情報
- 3 申請は随時受け付けるものとする。
  - 4 知事は、必要に応じ、申請者に対して選定申請書の内容等に関する情報提供を求めることができるものとする。

#### (選定の実施)

- 第4 知事は、申請者のうち、申請内容が別記1に定める選定の基準に適合すると認めるときは、当該申請者を育成経営体として選定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により選定の可否を決定したときは、速やかにその旨を選定結果通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項又は第44条第2項の規定に基づき公表している民間事業者（以下「公表事業者」という。）については、育成経営体として選定されたものとして扱うものとする。

#### (名簿の公表)

- 第5 知事は、第4の規定により選定したときは、次に掲げる事項を育成経営体名簿（様式3）に登録し、県ホームページにおいて公表するものとする。
  - (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地）
  - (2) 登録番号、登録年月日、登録期間
  - (3) 事業希望市町村名

#### (登録期間)

- 第6 第5の規定により選定された育成経営体の有効期間は登録年月日から5年以内とする。
  - 2 登録の更新を希望する育成経営体は、登録の有効期間が満了する2か月前までに、第3から第5に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。
  - 3 育成経営体が、公表事業者として登録された場合は、有効期間内であっても、当該経営体を育成経営体名簿から除外するものとする。

#### (変更の届け出)

- 第7 育成経営体は、第5の規定による名簿の記載事項に変更があったときは、変更届出書（様式4）により知事に届け出るものとする。
  - 2 知事は、前項の規定による変更届け出があったときは、変更届出書の受理をもって変更の承認に代えるものとする。

3 前項の規定により変更の承認をしたときは、育成経営体名簿を更新し、県ホームページにおいて公表するものとする。

(状況報告)

第8 育成経営体は、目標として設定した事業年度が終了するまでの間、各事業年度の終了後3か月以内に、実施状況報告書(様式5)により知事に実施状況等を報告するものとする。

2 知事は前項の内容を確認し、必要に応じて育成経営体に改善指導を行うことができるものとする。

(登録の取消)

第9 知事は、育成経営体が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。

(1) 育成経営体が個人の場合にあっては死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

(2) 育成経営体から申し出があった場合

(3) 選定の申請又は変更の届け出の内容に虚偽の記載が確認された場合

(4) 育成経営体が別記1の選定の基準に適合しなくなった場合

(5) その他、林業生産活動にあたり不正な行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合

2 知事は前項の規定により登録の取消をしたときは、速やかにその旨を登録取消通知書(様式6)により当該育成経営体に通知するものとする。ただし、前項の(1)に該当する場合にあってはこの限りではない。

3 知事は、前項の規定により登録の取消をしたときは、遅滞なく、育成経営体名簿を更新し、県ホームページにおいて公表するものとする。

(書類の提出)

第10 申請者が知事に対して行う書類の提出は、申請者の主たる事業所の所在地を所管する総合支庁に提出するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。

2 育成経営体が知事に対して行う書類の提出は、前項に準じるものとする。

3 前各項の規定により書類の提出を受けた総合支庁長は、速やかに農林水産部長あて進達するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年9月11日から施行する。
- 1 この要領は、令和8年8月1日から施行する。

別記1 選定の基準

以下の（１）～（８）の項目のうち、当該経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。このうち（１）の項目に関しては、①又は②のいずれかを満たしていること。

項目	基準	説明
（１）①生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産等に関し、生産量又は生産性を、５年間で15%以上増加又は向上させる目標を有していること。</p> <p>民間事業者の生産量の実績が5000m<sup>3</sup>以上/年あり、又は生産性の実績が間伐8m<sup>3</sup>以上/人日もしくは主伐11m<sup>3</sup>以上/人日である場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	
（１）②経営管理の対象となる森林の確保	<p>経営管理の対象となる森林（所有権その他長期経営し得る権利を取得しているもの<sup>※1</sup>に限る。）の面積を、５年間で約2割増加させる目標を有していること。</p> <p>ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が30ha以上ある場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>※1 以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林</li> <li>・当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林</li> <li>・5年以上の長期にわたり、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林</li> </ul>
（２）生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに該当すること、又は今後該当する意向を明らかにすること。</p> <p>①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。</p> <p>②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。</p> <p>③認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	
（３）造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること、又は今後取り組む意向であること。</p>	
（４）主伐後の再造林の確保	<p>以下のいずれにも該当すること。</p> <p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制<sup>※2</sup>を有すること、又は今後1年以内に取り組む意向であること。</p>	<p>※2 主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のいずれか一方を行わない経営体の</p>

	<p>②主伐後に適切な更新<sup>※3</sup>を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること、又は今後1年以内に取り組む意向であること。</p>	<p>場合は、もう一方を実施する他の経営体との連携協定、請負契約による発注等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>※3 市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として再造林を行っていることとする。</p>
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>以下のいずれかに該当すること。</p> <p>①素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること。</p> <p>②所属する現場作業員の現場従事実績等が1年以上であること。</p>	
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて経営体が遵守すべき行動規範の策定等<sup>※4</sup>を行っていること、又は今後1年以内に取り組む意向であること。</p>	<p>※4 経営体が専門家の指導等を受けつつ、個別に行動規範を策定することのほか、「伐採事業者と造林事業者の連携等による伐採と再造林のガイドライン」(H30. 3. 28 林振第1285号 林業振興課長通知)の遵守を約束することを含む。</p>
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>①林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組<sup>※5</sup>を行っていること、又は今後取り組む意向であること。</p> <p>②現場作業職員等<sup>※6</sup>に対し、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく安全衛生教育<sup>※7</sup>を行っていること。</p> <p>③労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>④以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出</li> <li>・厚生年金保険法(昭和29年法律第11号)第27条の規定による届出</li> <li>・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出</li> </ul> <p>⑤過去3年以内に休業4日以上<sup>※8</sup>の労働災害又は死亡災害(以下「死傷災害」という。)が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適</p>	<p>※5 以下の取組が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生等の充実等の雇用管理の改善等</li> <li>・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策等</li> </ul> <p>※6 事業主自身を含む。</p> <p>※7 外部機関において必要な安全衛生教育を修了している場合を含む。</p> <p>※8 同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>

	切な再発防止策が定められた場合 <sup>※8</sup> は、上記基準を満たしているものとする。	
(8) コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当していること。</p> <p>①以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関連して法令に違反し、代表役員等<sup>※9</sup> や一般役員等<sup>※10</sup> が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> <li>・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</li> <li>・(6) の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</li> <li>・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者<sup>※11</sup></li> </ul> <p>②経営体と森林所有者、経営体と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。</p>	<p>※9 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※10 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※11 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等を指す。</p>

(様式1)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：  
商号又は名称：  
代表者 氏名：  
電 話 番 号：  
(認定事業主の有無 有 ・ 無 )

※該当する方に○をつけること

「育成を図る林業経営体」選定（更新）申請書

育成を図る林業経営体への選定（更新）について申請します。  
また、添付する関係書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

(別添1を添付すること)

(様式2)

第 号  
年 月 日

申請者 様

山形県知事

「育成を図る林業経営体」選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました育成を図る林業経営体への選定について、  
下記のとおり決定したので、育成を図る林業経営体選定要領第5の2により、  
通知します。

記

- 1 登録番号  
(登録されない場合 非登録の理由)
- 2 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで



(様式4)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電 話 番 号 :

「育成を図る林業経営体」変更届出書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 変更事項の内容

1. 商号又は名称	
2. 代表者氏名	
3. 主たる事務所の所在地	
4. 事業希望市町村名	

※変更した情報についてのみ記載すること。

2 変更の理由

(注) 変更事項の内容が確認できる資料を添付すること

(様式5)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電 話 番 号 :

「育成を図る林業経営体」実施状況報告書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、育成を図る林業経営体選定要  
領第9により、実施状況報告書（ 年度）を提出します。

（様式5－別紙を添付すること）

(様式5-別紙)

1. 実施状況

作業種	単位	現状 (○年度) [うち民有林]	目標 (○年度) [うち民有林]	○年次 (○年度) [うち民有林]	進捗率 (○年次÷目標) [うち民有林]
素材生産量(主伐)	(ha)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
素材生産量(主伐)	(m <sup>3</sup> )	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
素材生産性(主伐)	m <sup>3</sup> /人・日	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
素材生産量(間伐)	(ha)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
素材生産量(間伐)	(m <sup>3</sup> )	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
素材生産性(間伐)	m <sup>3</sup> /人・日	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
造林・保育(植付)	(ha)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
造林・保育(下刈り)	(ha)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
造林・保育(その他)	(ha)	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
上記以外の林業の事業量		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]

※現状及び目標は、申請時に記載した値を記載すること。

※民有林に係る事業量等については、[ ]内に内数として記載すること。

※進捗率は、目標に対する当該年次の進捗率を記載すること。

2. 造林・保育の省力化・低コスト化の取組状況

--

### 3. 主伐後の再造林の確保の取組状況

--

※主伐と主伐後の再造林確保の状況について、実施体制等を含めて記載すること。

### 4. 現状と今後の目標

	実施状況の評価	今後の課題と対応策
素材生産		
主伐と主伐後の再造林		

※実施状況の評価には、素材生産及び主伐と主伐後の再造林について記載すること。

※今後の課題と対応策については、実施状況を踏まえて取り組み等について記載すること。

### 5. 伐採・造林に関する行動規範の策定状況

--

### 6. 雇用管理の改善及び労働安全対策の取組状況

--

(様式6)

第 号  
年 月 日

育成経営体 様

山形県知事

「育成を図る林業経営体」登録取消通知書

育成を図る林業経営体選定要領第10により、年 月 日付けの登録を下記理由により取り消したので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 取消理由